

丙

昭和二年六月三日

六月三日

月 日

總務課長ア事務官

主任

年 月 日

總務課長

人事課長

厚生省

標記につづて当課間併別紙の通り送付する。

厚生大臣事務引継事項につき

一 厚 生 省

厚生大臣事務引継事項

總務課

一、社会保障制度につき

二、医療公業につき

三、結核対策につき

四、赤痢対策につき

厚 生 省

一、社会保障制度について

社会保障制度は、人生における重大災難による処の経済的打撃から個人を保護するために企図されるものであるが、我國においても、現下の社会情勢に鑑みても、又新憲法の精神から言つても早急に実施されことが望ましい次第である。特に一昨年七月米国社会保障制度調査報告書が、政府に手交されてからは、政府当面の課題とされるに至つたのである。このため直ちに内閣總理大臣の所轄の下に、社会保障制度審議会が設置せられ、爾来同審議会において、審議が進められて來たのであるが、本月十三日同審議会總会において一、試算（別紙第一）が発表されるに至つたのである。

社会保障制度に関する最も關係の深い当省としても、研究を通じて居り一、試算（別紙第二）を前掲審議会に提出しているのであるが、審議会の試算案發表以来更に具体的に研究を進め、差しり加減第三の年次約実施計畫を定め、昭和二十六年度より所要の予算的措置を講じてその具体化をはかるよう準備中である。

一 医薬分業について

医薬分業は我が國においては永年の懸案として未解決のまゝ現在に及んで居たのであるが、昨年七月末朝したアメリカ薬剤師協会使節団の報告書中に我が國においても同様的速かに医薬分業を実施すべきことと勧告せられ、これに基き昨秋、サムス准将から衛生省並に日本医師会、日本歯科医師会及び日本薬剤師協会に対し具体的な検討を進める様示唆があり、又第七回国会においても医業両院共医薬分業に関する小委員会を設けて屢々政府に所見を陳す等のことあり、医薬分業は当國の問題となつたのである。

前段サムス准將の指示により日本医師会、日本歯科医師会及び日本薬剤師協会において、この問題に関する検討をすることになつ

たのであるが意見がまとまらぬため、報告書は四月十七日臨時診療教習会議を取て、調査基準すふことにしたのであるが、日本医師会において修正意見の提出等があつたためその後日本医師会とも懇談し、先般構想を改めて臨時診療教習会議を取て医業側調査会を取て、調査書をすることとし、この最終案につき本月中に開催三回体の意見を概して取扱ひ方を決するところとなつて居る。これに対してはサムス准將も重大な关心を持つて居り、又厚生行政の重要な問題として至急解決を要する問題である。

■結核対策について

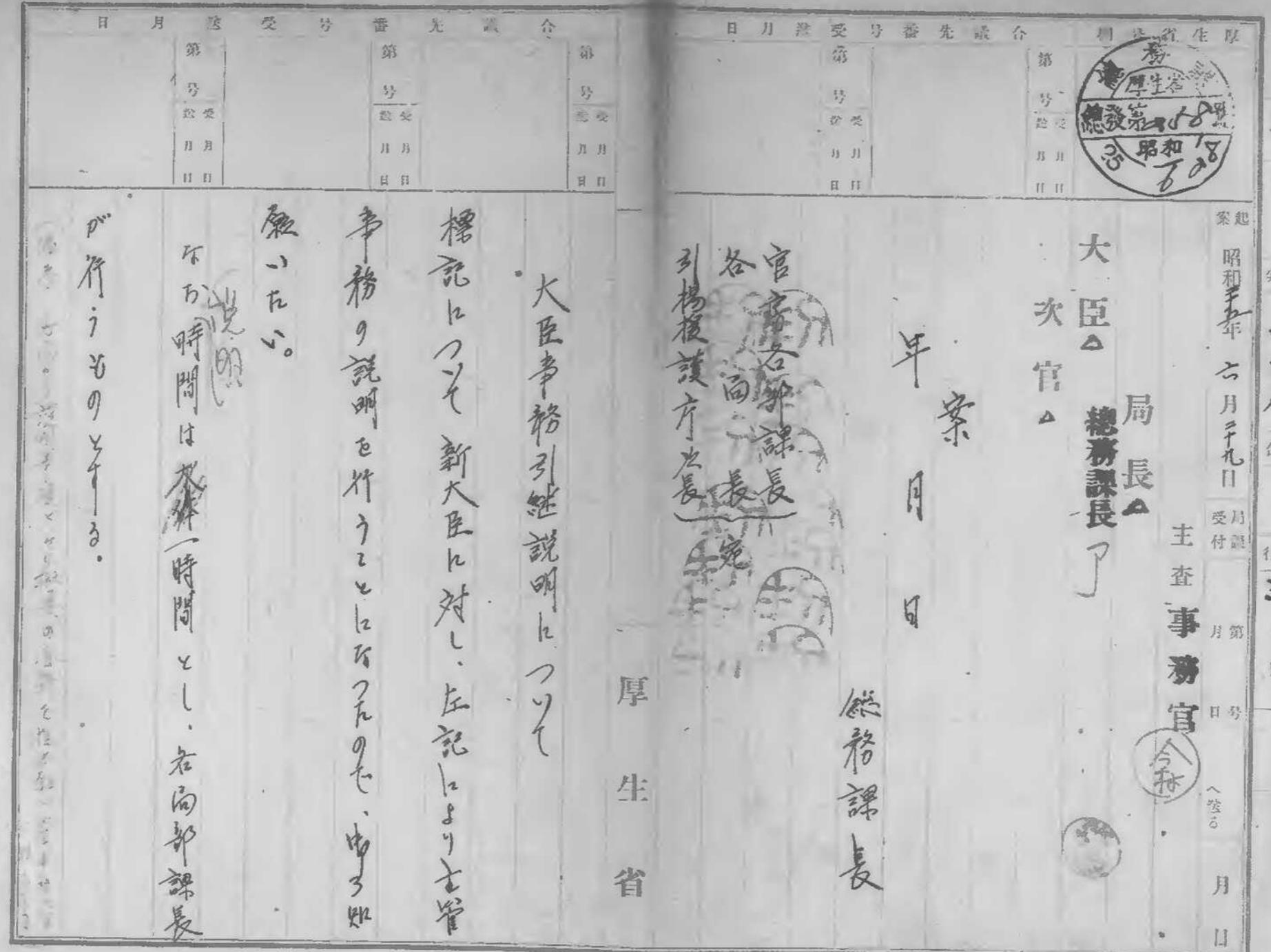
新規結核死亡率も逐次低下の傾向にあるが猶百数十万の罹患者があり、先進諸國に較べ甚しく高率であり国民保健の見地より又国民經濟の見地よりして主急対策を講ずる問題である。從来より厚生行政の重要な課題であつたのであるが、先般米サムスン将よりも強化対策立案につき指示あり、來年度予算計上を目標に目下取急ぎ慎重検討中である。

その内容としては医療施設の整備強化、患者医療費の支給、健診勧奨予防接種等行政措置の強化、及びこれに連する結核菌篤法規の改正等を考慮中である。

これが予算的指標としては、昭和二十六年度約四百億円を要する見込である。

■赤痢對策について

赤痢は積極的な防疫對策により近年著しく減少をみたのであるが昨年末以来再び増加の傾向があり本年に入り五月末迄約三七〇〇名に上り昨年同期の二倍以上という情況である。厚生省としては本年五月臨時赤痢防疫對策本部を設け、各道府縣等を督勵すると共に食品衛生關係法令の改正を行い強力な防疫對策を實施中である。



記

月 日 (西)

午 前

午 后

×月 一日 (土)

社 会 會 向

×月 三日 (日)

引 楊 痘 護 施

×月 五日 (水)

公 衆 館 生 向

医 療 向

官 房 各 部 謹

(注) 時間は追つて通郵する。

厚 生 省

510

大臣事務引継説明

大臣官房機務課

- 一 社会保障制度について
- 二 医療分業について
- 三 結核対策について
- 四 人口問題について
- 五 臨時国会について

社会保険制度について

社会保険制度は、人生における重大災難による處の経済的打撃から個人を保護するために企図されるものであるが、我國においても、現下の社会情勢に鑑みて、又新憲法の精神から言つても早急に実施されることが亟ましい次第である。特に一昨年七月米国社会保険制度調査團報告書か、政府に手交されてからは、政府当面の疎通とされるに至つたのである。このため直ちに内閣總理大臣の所轄の下に、社会保険制度審議会が設置せられ、兩院同審議会において、審議が進められて来たのであるが、本月十三日同審議会において、審議が進められて来たのであるが、本月十三日同審議会において、一試案一判紙第一が発表されるに至つたのである。

社会保険制度に関する最も関係の深い当面としても、研究を進めて居り一試案一判紙第二を兩院審議会に提出しているのであるが、審議会の試案発表以来更に具体的に研究を進め、差当り判紙第三の年次的実施計画を定め、昭和二十六年度より所要の予算的措置を講じてその具体化をはかるよう準備中である。

二 医療分業について

医療分業は我が國においては水牛の懲業として未解決のまゝ現在に及んで居たのであるが、昨年七月木切したアメリカ薬剤師協会便覇圖の報告書中に我が國においても可及的速かに医療分業を実施すべきことが勧告せられ、これに遅き昨秋、サムス准将から厚生省並に日本医師会・日本歯科医師会及び日本薬剤師協会に対し具体的の檢討を進める様示唆があり、又第7回会においても医療開院共医療分業に関する小委員会を設けて毎々政府に所見を質す等のことあり、医療分業は当面の問題となつたのである。

爾後サムス准将の指示により日本医師会・日本歯科医師会及び日本薬剤師協会において、この問題に関する檢討をすることになつたのであるが意見がまとまりぬため、厚生省は四月十七日臨時治療費調査会を開催して、調査詳報することにしたのであるか。日本医師会において修正意見の走田筆があつたためその依日本医師会とも懇談し、先般検査を改めて臨時治療費調査会及び臨時医療制度調査会を設けて、調査詳報することとし、この最後点につき本月中に與論三団体の意見を収集して取扱い方を決定することになつて居る。これに關してはサムス准将も重大な関心を持つて居り、又厚生行政の重要な課題として至急解決を要する問題である。

二、結核対策について

終戦後結核死亡率も逐次低下の傾向にあるか猶百数十万の罹患者があり、先進諸國に較べ甚しく高率であり国民保健の見地より又國民經濟の見地よりして至急対策を講ずる問題である。従来より衛生行政の重要な課題であつたのであるが、先般米サムス准將よりも強化対策立案につき指示あり、来年度予算計上を目標に目下取急を以て実施中である。

その内容としては医療施設の整備強化、患者医療費の支給、健診診断予防接種等行政措置の強化、及びこれに関連する結核調査法の改正等を考慮中である。

これが予算的指標としては、昭和二十六年度約四百億円を要する見込である。

昭和二十六年度予算要求の内訳

(項 目)	(略 計)	(国 庫)
(1) 健康診断費	二一 億 三五〇 百万円	二一 億 三五〇 百万円
(2) 予防接種費	九、五一	九、五一
(3) 医療費委託費	三五一、七七	三五一、七七
(4) 施設整備費	一八、七七	一三、三八
内訳		
① 痘瘡病院	一四、〇二	一〇、三七
② 保養所	七五	六四
③ 後保険施設	一四、〇〇	一一
予防措置費	一七	一六四
合 計	四〇二、一七	三九六、七八

四 人口問題について

学生省において従前から人口問題研究所が設けられていたか、終戦後の我國人口問題の重要性に鑑み昭和二十四年五月人口問題審議会が発足し府におかれ昨年未回審議会から別紙の様に選舉があり更に審議継続中であるか、学生省においても関係各方面間と連絡し、この問題解決のために努力することが必要である。

第八回場時議会について

第八回場時議会において学生より提出する法律案はない。両院において論議せられるであらうと予測される問題は「社会保障制度」
〔結核対策・医療分業、質問下学生會において立派中の社会福
祉事業基本法案の四点に関するものであらうと考えられる。

厚生省

裏面白紙

各局所管事務説明資料

總務第二五八号

昭和二十五年六月二十九日

總務課長

大臣事務引継説明について

標記について新大臣に対し、左記により主管事務の説明を行つことになつたので、御了知願いたい。

又か、説明時間は一時間とし、各課課長が行うものとする。



月 日 (曜)	午 前
七月一日 (土)	見 社 会 團
七月三日 (月)	保 引 揚 振 譲 延
七月五日 (水)	公 衆 術 生 局
	衛 務 各 部 局

(注) 時間は過つて通知する。

目

次

- 一、官房統計調査局
- 一、富農國立公團
- 一、公衆衛生局
- 一、医務局
- 一、業務局
- 一、社会局
- 一、児童局
- 一、保育局
- 一、引拂振興厅

○是の内は文化省の事務局

519

件

大臣事務引継説明

大臣官房総務課

一 社会保障制度について

二 医薬分業について

三 結核対策について

四 人口問題について

五 臨時国会について

520

一、社会保謹制度について

(4) 二
社会保謹制度は、人生における重大災難による処の経済的打撃から個人を保護するために企図されるものであるが、我國においても、現下の社會情勢に鑑みても、又新憲法の精神から言つても早急に実施されることが望ましい次第である。特に一昨年七月米国社会保謹制度調査團報告書が、政府に手交されてからは、政府当面の課題とされるに至つたのである。このため直ちに内閣總理大臣の所轄の下に、社会保謹制度審議会が設置せられ、爾來同審議会において、審議が進められて来たのであるが、本月十九日同審議会総会において一試案と別紙第一が発表されるに至つたのである。

社会保謹制度に關して最も關係の深い當省としても、研究を進めて居り「試案」(別紙第二)を前掲審議会に提出しているのであるが、審議会の試案發表以来更に具体的に研究を進め、差當り別紙第三の年次の実施計画を定め、昭和二十六年度より所要の予算的措置を講じてその具体化をはかるよう準備中である。

二 医薬分業について

医薬分業は我が国においては永年の懸念として未解決のまゝ現在に及んで居たのであるが、昨年七月来朝したアメリカ薬剤師協会便箇団の報告書中に我が国においても可及的速かに医薬分業を実施すべきことが勧告せられ、これに基き昨秋、サムス准将から厚生省並に日本医師会、日本歯科医師会及び日本薬剤師協会に対し具体的検討を進める様示唆があり、又第七国会においても参衆両院共医薬分業に関する小委員会を設けて屢々政府に所見を質す等のことあり、医薬分業は当面の問題となつたのである。

爾後サムス准将の指示により日本医師会、日本歯科医師会及び日本薬剤師協会において、この問題に関する検討をすることになつたのであるが意見がまとまらぬため、厚生省は四月十七日臨時診療報酬協議会を設置して、調査審議することにしたのであるが、日本医師会において修正意見の提出等があつたためその後日本医師会とも懇談し、先般構想を改めて臨時診療報酬調査会及び臨時医薬制度調査会を設けて、調査審議することとし、この最後案につき本月中に関係三団体の意見を収めて取扱い方を決定することになつて居る。これに関してはサムス准将も重大な関心を持つて居り、又厚生行政の重要な問題として至急解決を要する問題である。

三 結核対策について

終戦後結核死亡率も逐次低下の傾向にあるか猶百数十万の罹患者があり、先進諸国に較べ甚しく高率であり国民保健の見地より又国民経済の見地よりして至急対策を要する問題である。従来より厚生行政の重要な問題であつたのであるが、先般米サムス准将よりも強化対策立案につき指示あり、来年度予算計上を目標に目下取急ぎ慎重検討中である。

その内容としては医療施設の整備強化、患者医療費の支給、健康診断予防接種等行政措置の強化、及びこれに関連する結核関係法規の改正等を考慮中である。これか予算的指針としては、昭和二十六年度約四百億円を要する見込である。

昭和二十六年度予算要求の内訳

(項 目)	(総額)	(国庫)
内訳		
(6) 健康診断費	二一億三五百万円	二一億三五百万円
(5) 予防接種費	九、五一	九、五一
(4) 医療療養費	三五一、七七	三五一、七七
(3) 施設整備費	一八、七七	一三、三八
(2) 後保護施設	一四、〇二	一〇、〇一
(1) 保養所	一四、〇七	一三、三八
内訳	一七、六四	一六、四一
合計	四〇二、一七	三九六、七八
予防措置費	一〇、〇一	一〇、〇一
從業禁止費	一一、六四	一一、六四
合計	四〇二、一七	三九六、七八

四 人口問題について

厚生省において従前から人口問題研究所が設けられていたが、終戦後の我国人口問題の重要性に鑑み昭和二十四年五月人口問題審議会が総理府におかれ昨年末同審議会から別紙の様に建議があり更に審議継続中であるが、厚生省においても関係各方面と連絡し、この問題解決の為に努力することが必要である。

六、臨時国会について

第八臨時国会において厚生省より提出する法律案はない。両院において論議せられるであらうと予測される問題は、(一)社会保障制度(二)結核対策、(三)医薬分業、(四)下厚生省において立案中の社会福祉事業基本法案の四点に関するものであらうと考えられる。

大臣引継事項

會計課

厚生省

526

予算に關する事項

(一) 厚生省所管昭和二十五年度予算算

(2) 一般会計歳入歳出予算額

三二、八五二、〇八二 千円

(3) 一般会計歳入歳出予算額

三、五六一、〇〇九 千円

(4) 特別会計歳入歳出予算額

健康勘定

厚 生 省

歳入歳出共

一四、五九六、五九五 千円

年金勘定

歳 入

一二、七四三、〇四四 千円

歳 出

一、三七五、五六八 千円

差引歳入超過

一四、一一八、六一二 千円

業務勘定

歳入歳出共

九二、一一三、二 千円

(4) 賃員旅費特別会計

歳 入

二、二六二、〇八一 千日

歳 出

一、六六八、一五七 千日

差引歳入超過

三、九一、九二四 千日

(5) 國立病院特別会計

歳 八歳出天

三、四五九、〇七三 千日

(6) 公共事業費予算額

二、一一二、八、〇九月

内 計

厚生省主管の令

二、〇八、一〇〇 千日

建設省主管の分

三、五、九〇〇 千日

(7) 地方更政平衡交付金國債予算額

二、七、大二、一一七 千日

(8) 昭和二十五年度補正予算要求額

一、六七七、四六〇、四六四 円

内 計

(9) 公共事業費予算額

一、六七七、四六〇、四六四 円

厚生省主管の分

一六四七、五二三、八六四 円

建設省主管の分

二九、九三六、六〇〇 円

右は何れも終済安定本部に説明済

(三) 昭和二十五年度成立予算定員と定員法による定員との差に

伴う当然不用額

予算定員

一般会計

二九、一八六人

定員法定員

一般会計

二八、四九七人

特別会計

二三、二〇四人

差引額

一般会計

二三、一八三人

特別会計

二一人

厚生省

一般会計

大八九人

二一人

当然不用額

一般会計△二、七九九万九千九百

特別会計△一、六三六、八七九四

(四) 昭和二十六年度概算要求額については、固下各局よりの要求額

額を証明聽取中に於て七月十五日頃厚生省より収集開催一、

厚生省案を決定する所定である。

一 沿革

ノ 沿革

昭和二十二年八月衛生行政に科学性をもたせ、之に基いて諸般の企画、立案が進められねばならないといふ見地から公衆保健局に衛生三局の統計を総括する衛生統計課を設立し、引続いて全年九月人口動態統計調査を公衆保健行政の資料として活用しなければならぬという理由でこの事務が総理廳統計局より移管されることとなつた。その後司令部の要請と事務量の逐増に伴い事務機構の拡充強化を図らねばならぬ現状となつたので大藏省と接衝を重ね漸くこゝに指導、計画、要報の三課、定員九十二人を有する部の設立に伴う予算の承認を得昭和二十三年八月予防局に衛生統計部の設立を見たのである

更に昭和二十四年六月厚生省設置法の施行に伴い大臣官房に属する統計調査部として所管行政に必要な統計一般の事務を取扱うこととなり現在に至つた。

なお、これらの事務を円滑に運営するため厚生省設置法第二十九條により厚生大臣の諮問機關として厚生統計に関する重要事項を調査審議する厚生統計協議会が設けられている

2 統計の重要性

厚生行政の科学的運営は完備した統計資料を基盤とし企画立案されなければならないので特にその重要性を加えつゝあるが、当部の事務運営に関する当面の主要問題は左の通り。

現在舞鶴町廃棄検査のため指導課を日産館に分離し事務遂行を期しつゝあるが製表事務の機械化に伴い更に廃棄の検査を加えるに至つたので廃棄増築は急を要するものがある

四、事務の能率化について

完備した統計の作成は迅速、正確を期さなければならぬので本年度において製表事務の機械化を図り製表機械一三二台を米国より輸入借用することとなつてゐるが社会福祉統計等事務量は増加の一途を辿りつゝあるので更に製表機械又は電気計算機等機械の整備充実を計つて統計の能率化を期する必要がある

五、事務の内容

1. 人口動態統計調査

全國各地に起る年間約六百万件の出生、死亡、死産、婚姻、離婚の事実を調査し、事件発生の一ヶ月後に速報を、二ヶ月後には主要な原因別死亡統計をも含めた可成詳細な毎月概数報告を、更にまた一年分を年報として発表し、過去の事実との比較、将来の予想等を概括して廣く厚生行政の指針としている

2. 衛生統計

イ、衛生年報

課設立当初より省内各局課及び各都道府県衛生部の所管する衛生行政関係統計資料を整理収載した衛生年報の編さんは現在に於ても当部の重要な業務である。

ロ、傳染病簡速統計

医師の届出に基く法定傳染病、届出傳染病、性病等の傳染病に関する統計を週報及び月報として作成し傳染病予防対策上の資料としている

ハ、傳染病精密統計

本報告は、全国保健所に於て作製された傳染病患者に対する精密な系統的、医学的調査に基き、感染源及び感染経路等を究明し、予防及び防疫措置の万全を期する資料としているも

のである。

二、病院月報

各都道府県より送付される報告に基き、全国の病院数、病床数、患者数、病床利用率等を月報として取りまとめてい

る。

ホ、他局所管統計の要表

公衆衛生局所管の栄養調査、保健所業務統計、医務局所管の医師、歯科医師統計、国家試験統計その他の要表を当部に於て担当し、当該局の事務運営資料を提供している。

ミ、社会福祉統計

この統計は主として社会局、児童局の所管事項に関する統計であつて被扶養者、身体障害者、児童その他の保育成をする者又は施設に対しその福祉措置を講ずるための基礎資料としている。

なお厚生省設置法の施行に伴い、所管行政に必要な統計を実施することとなり、また一面司令部の要請もあつたので本年度においては、定期的統計報告の改正及び各種の臨時調査を実施する予定であるのでこの事務の改善整備に努力中である。

ム、社会保障関係調査

憲法第二十五条に基き社会保障制度確立の基礎とするため、地図及び世帯面より見た医療調査、生計調査等を行い、現下の社会的経済的様相に照應する社会保障制度の設立及び運営に有効且つ適切な資料を提供している。

以上を一覧表にあらわすと別紙の通りである

厚生省

事務内容一覧

事項

内 容

要

人口動態統計

出生 死出 死嫁 婚死
離婚 婚産 嫁産 婚亡

年間出生二八〇万、死亡三〇万、婚姻一〇〇万、離婚一〇万について市町村長が調査票二通を作成し、保健所長、府県知事へと経由送付されて来たものを調査、集計、解析等を行う

衛生年報

煙火葬外二種類

省内衛生關係局及び各都道府県の所管する衛生行政關係統計資料の叢さんを行う

傳染病簡速統計

法定傳染病

法定八万、届出一九七万、結核五七万、性病四五万の患者について医師の届出（無料郵便制度を利用する）を基とし保健所長、府県知事経由の報告に基いてこれを調査集計解析を行う

傳染病精密統計

法定傳染病

保健所において作成する傳染病患者の精密な調査に基づきこれを調査、集計、解析を行う

病院月報

性結核

各病院よりの報告に基き府県が取組めたものを調査、集計、解析を行い月報を作成する

その他の病院

精神病院

医師、助産婦の届出が執行されているかどうかを調査集計する

性病診療月報

性病診療

保健所において作成する資料に基きこれを調査、集計解析を行い月報として取扱める

他局主管統計の表

死産

死産完全性調査

被保護者

死産

死産完全性調査

医師歯科医師統計

死産

死産完全性調査

国家試験統計

死産

死産完全性調査

厚生省

社会福祉統計	身体障害者
社会保障関係	児童の施設
社会保障関係 調査	施設画面及び世帯画面よりみる 被扶養者
社会保障制度の設立及び運営のための基礎資料とし本年に於いては前者を六月より一ヶ月後者を九月より三ヶ月とし調査を行いこれを集計解析を行う	保険育成を要する者又は施設等の調査を行う

昭和二十五年六月二十九日

厚生省

大臣委嘱引取事項

國立公圖部

一、国立公園について

現在國立公園として指定されてゐるのは、阿寒、大雪山、支那、十和田、日光、上信越、富士箱根、中部山岳、伊勢志摩、吉野熊野、瀬戸内海、大山、阿蘇、雲仙、福島の十五であるが、更に近く秩父多摩が新しく指定せられることになつており全面積は面積十六万五千余ヘクタールで國土總面積の四分の一になる。

現下諸般の情勢から國立公園の編成を積極的に促進することは極めて必要であるので、新たに五の区域を國立公園として指定すると共に既設の國立公園の区域に追加編入するため以下四跡名前を折衝中で近く國立公園審議会に付託の上決定する予定である。

記

二、一

新たに國立公園の区域に指定するもの。

1. 阿寒山・吾妻山・朝日山の一帯

2. 佐渡の國立公園に追加指定するもの

1. 日光國立公園 - 鬼怒川、塩原、那須一帯

2. 富士箱根國立公園 - 北伊豆地方一帯

3. 河童國立公園 - 別所裏山一帯

二、國立公園に準ずる地域の指定について

國立公園法第十一條の二の規定により、保健、休養教化と観光地であつて國立公園に準ずる地域を指定し、積極的に国民の學生利用に資するため左の区域を新しく國立公園に準ずる区域として暫定すべく目下準備中で近く國立公園審議会に正式に付議する予定であるが名称については審議会方面の意見としては國立公園として決定することを希望している。

記

- 一 庄波瀬原一帯
二 地蔵湖一帯
三 関、日田、美彦山一帯

三、國立公園及び國立公園に準ずる区域の兼備地について
前記一、二の外に全國に亘つてなお、數十ヶ所の兼備地があり
地元においても觀光事業の發達上熱望があるので、根
島、屋久島、伊豆七島、高井岬は調査研究中であり、妙高、
戸隠、八幡平、若狭一帯は近く実地調査を行う予定である。

四、国立公園審議会について

国立公園法により、国立公園の指定、計画の決定等に関する
諮問機關として、国立公園審議会の委員は学識経験者、民間
各階層の有力な権威者を網羅し、積極的に国立公園行政の進
展に寄与しており、七月五日に国立公園に準ずる地域（前記
三記載）の審議に当る予定である。

五、温泉法の施行状況について

温泉法によつて、泉源の保護と公衆利用の適正化を図りつゝあるが、更に国民の保健、休養と観光的利用増進を図るため指定温泉地の調査検討、台帳の整備等に着手し、特に過般国會を通過した「別府」「熱海」「伊東」國際觀光溫泉文化都市建設法施行に関連して、前述の温泉行政施行担当者としての見地から協力すべく諸般の事項について調査検討中である

六、國民公園の運営について

皇居外苑（三十万四千余坪）、新宿御苑（十七万五千余坪）、京橋御苑（十九万九千余坪）は、國民のため二十四年五月以来厚生省所管の公共福社用財産として公開、運営しており、逐次利用者の増加を見つゝあり、特に新宿御苑の利用者は公開以来七十三万五千余人に達しておる。又皇居外苑については、現在の国費予算では清掃維持等につきまづ若干遺憾の点があるので、地元民間の協力を得ることが痛感されていたが近く純然たる民間団体として「皇居外苑整備保存協力会（仮称）」が七月一日発足を目途として、結成準備中である。尚御宿御苑には政府の管理運営に協力する民間団体として現在「財團法人新宿御苑保存協会」がある。

七、その他のについて

(1)

予算関係と国営公園の施設の充実、整備について、二十五年度國立公園関係の一般会計予算は二千四百余万円であるが、内國立公園内の施設の整備に充當出来るものは約七百三万円であり外に公共事業費として八百五十万円が計上されてゐるが、以上の経費では、國立公園の利用促進上、特に國際観光の重要な拠点である國立公園の利用が急激に増加しつゝある今日極めて不充分であるが、緊急整備を要する箇所を最重点的にこれを取上げ逐次施設の整備充実を図りつゝあり、特に二十五年度においては、日光の湯元にモデル的な集団施設地区を設定すべく鋭意準備中である。見返資金の幹源について

(2)

(4) (3) (2) (1) 志摩観光ホテル
日光バレスホテル
箱根山の家ホテル
ヒルトン・ホテル

三千五百万円
千七百萬円
七千万円
五億円

昭和二十五年六月

大臣引鑑事項

公衆衛生局

543

大臣引継事項 目次

- 一、衛生保護指導について
- 二、病院給食及び病人栄養指導について
- 三、保健所の拡充整備について
- 四、保健所の市移管と行政権限の委任等について
- 五、衛生教育について
- 六、結核予防について
- 七、精神衛生について
- 八、赤痢対策の強化について
- 九、子防接種による事故に対する補償について
- 一〇、不法入国者防疫の強化について
- 一一、衛生検査法の制定について
- 一二、海港検査法の改正について
- 一三、環境衛生行政の強化について
- 一四、上下水道行政の一元化及び水道法制定について
- 一五、南海震災による地盤変動に伴う上下水道復旧対策について
- 一六、營業施設の採点制度及び等級付の実施について
- 一七、狂犬病予防について

大臣引継事項

(庶務課)

一、衛生保護指導について

衛生保護法に基き衛生思想の普及衛生手術及び人工妊娠中絶に関する指導衛生結婚相談所の整備等を行つてゐる。とくに受胎調節に関する適正な方法を普及指導することは、当面の急務であるので、その普及指導に力を注ぐとともに特に昭和二十六年においては、全国一五〇ヶ所の保健所に衛生結婚相談所を設置すべく所要の予算を要求中である。

二、病院給食及び病人栄養指導について（栄養課）

昭和二十四年五月より全國のすべての入院患者に食糧の増配を実施し、あわせて病院給食を指導中であるが、今般更に在宅する結核患者に対し食糧の増配及び栄養指導を実施準備中である。

三、保健所の拡充整備について（保健所課）

昭和二十二年四月七日連合軍總司令部より「保健所の拡充強化に関する覚書」が発せられ、この様に沿つて保健所法が改正になりこれを共に

昭和二十三年度 六七五

昭和二十四年度 六八九

昭和二十五年度 七〇四

昭和二十六年度 七六二

しかし現状としてほ定員の充足は必ずしも十分でなく、その内容の整備と管轄区の是正を図り地方公衆衛生活動のセンターとして国民に親しまれる保健所となるようその運営の完了を期しつゝある。

四、保健所の市移管と行政権限の委任等について（保健所課）
昭和二十三年七月政令で定める人口十五万以上の市についても五大都市と同様市をして保健所を設置經營せしめることとなり、これらの市に対し道府県より保健所の移管で行われた。同時に道府県知事の職權もかなり大巾に市長に委任され、市長は更にその多くを保健所長に委任させることとなつた。かくして行政権限として保健所は名実ともに衛生行政の第一線機関たるの実を備えるに至つた。然し乍ら現在市町村の行つてゐる衛生行政を保健所をして行わしめるよう

總司令部より要請されており、その運営如何は厚生行政に重大な影響があるので目下慎重審議中である。

五、衛生教育について（保健所課）

衛生教育はあらゆる公衆衛生事業の基盤であるにも拘らず各事業のうち最も遅れている実情である。

現在緊急を指揮を要する問題としては一時的宣伝的な方法に蒙らず国民の日常生活によく結びついた着実な効果をあげるためにこれに必要な新らしい科学的な教育技術の研究及び普及各都道府県に対する指導と援助、衛生教育担当者の養成と訓練、並びにこれに必要な法的措置、国立衛生博物館の設置等がある。今また学生衛生と公衆衛生との関連についてはさきにこれに関する教育委員会法の改正が行われたが近くこれに基づいて政令が公布され保健所は主として実際活動について技術的援助を行うようになる予定である。

六、精神疾患について（予防課）

我が国の精神疾患死亡者は、漸く減少の傾向であるがなお相当の高率を示してゐるので近時強力なる施策を樹立して徹底的撲滅することは喫緊の要務であり、これに関する總司令部の要望、衆参両院の決議等下精神疾患対策は厚生行政の重大事項となつてゐる。

七、精神衛生について（予防課）

第七回国議において精神衛生法が制定公布され精神障害者の医療保護及び予防を行つたために都道府県に精神衛生相談所の設置、精神衛生鑑定医の指定等によつて、今迄放置されていた精神衛生対策が漸く具体化され国民の精神的健康の保持向上が行はれることとなつた。

八、赤痢対策の強化について（防護課）

昨年來の赤痢の増加に鑑み、五月四日赤痢防護対策の強化について都道府県知事に対する次官通牒を出し引き続きほえの駆除を中心とする環境衛生対策の強化食品監視制度の拡充水道その他の飲用水の消毒の助行手段の手段を講じてその防護をはかつてゐる。

現在予防接種は法律によつて国民に強制されているのであるが、

これによつて不測の事故が牛にた場合これに対する国家補償の規定がないのでかかる規定を設けるよう法律の改正を考慮中である。

一〇、不法入國者防護の強化について（防護課）

朝鮮に於ける非常事態の発生に備み、上陸の虞のある府県に対して不法入國者防護の強化について指示すると共にその他の都道府県に対してもコレラ、瘧疾、斑疹チフス等の外来伝染病防護につとめるよう指示しその侵入の防止をはかつてゐる。

一一、衛生検査法の制定について（研究所課）

地方衛生行政の科学的基礎となる衛生試験、研究機関及びこれに從事する職員の資格並びにその取扱う有識者の取扱を規整するため、衛生検査法を立案中である。

一二、海港検査法の改正について（検査課）

終戦後にかかる海空港検査は米第八軍司令官の責任に於いて実施され日本側検査機関はこれに協力してきたが本年二月二十日以降占領軍關係を除きすべく日本の責任において実施するよう命ぜられたので、これを機会に海港検査法を根本的に改正すべく準備中である。

一三、環境衛生行政の強化について（環境衛生課）

環境衛生行政は国民の衛生的な生活環境を改善向上せしめるため今後更に強化伸長させる必要があるので、特にそ糠こん虫駆除、汚物処理、清掃多數集合する場所の衛生等に重点を指向し、これらの事業を強力に推進するとともに、所要立法及予算化について検討中である。

一四、上下水道行政の一元化及び水道法制定について（水道課）

上下水道行政は衛生省が主管し、建設省が共管する二元行政であつたが、事務が複雑となり種々障害もあるので早急一元化をねかる必要があり、なか行政制度審議会は衛生省に一元化の決議を政府に答申している。

右に因連して現行の水道条例は明治二十三年に制定されたものであ

り、現下の状勢にそわないものが多く、特に水源の保護、維持管理の強化をはかる必要があるので、本法案の速なる成立をはかるため、第七回国会に提出する予定であつたが、閣議において行政機構の一元化を俟つて提出することになり今日に至つてゐる。

一五、南海震災による地盤変動に伴う上、下水道復旧対策について

（水道課）

昭和二十一年の南海大震災の結果、四国全域、紀伊半島、中国地方に地盤の変動を生じたために飲料水に甚だしく塩分が混入し、または枯渇する等多大の被害を生じ、水道による飲料水を必要とし一方地盤の沈下により排水は極端に困難となつたため下水道の設備若は改善が必要となつたので、その復旧に要する経費は上水道約六億三千万円、下水道約八億万円であり、これを昭和二十五六両年間に完成させる目標のもとで公共事業者の確保に努力してゐる。

一六、営業施設の採点制度及び等級付の実施について（食品衛生課）

食品衛生行政を徹底し、平時防護を強化するとともに、快適に食生活を確保するため、食品関係営業の衛生保持状況を採点制度により調査し、その結果によりこれに等級付を行い、且つ、一定点数以下のものは営業を停止させる等の措置を講ずることとし、目下各府県において、順次実施されつゝあるかなお右に伴い食品衛生法につき所要の改正を進めている。

一七、狂犬病予防について

（乳肉衛生課）

狂犬病予防は家畜伝染病予防法に基いて実施してゐるが、近年本病の増発の趨勢にあり、本年に入り數十年來著だつて多発を見てゐるので、臨時狂犬病撲滅対策本部を公衆衛生局に設置して目下本病の予防撲滅に努力中である。これに関連して狂犬病予防法を制定について研究中である。

大臣引取事項

医務局

局

- 一、医療費調整計画について
- 二、医療法人について
- 三、日本医療団の清算について
- 四、官立病院特別会計について
- 五、職員組合について
- 六、公開審理について
- 七、國立病院運営について
- 八、國立結核療養所に関する事項
- 九、國立療養所に関する事項
- 十、見返資金について

厚生省

547

一、医療機関整備計画について

本年二月の医療機関中央審議会（現在医療審議会と改称）において医療機関整備計画が決定されたが、この計画は社会保障制度樹立に必要な最少限度の医療機関整備を目標とする五ヶ年計画である。

この計画実施のためには前期分として約四百五十億（三年分）の公共事業費が必要であり、現在昭和二十六年度分について交渉中であるが、予算交渉はかなり難色を示している。

厚生省

厚 生 省

二、医療法人について

医療法人制度の整備を内容とする医療法の一部改正法律は来る八月一日から施行となるので、改正法律にもとづく医療法人登記令及び医療法施行規則一郎改正案を作成し、¹⁷司令令の打解を得次第近く公布する予定である。

一、日本医療団の清算について

日本医療団の清算は、昭和二十二年十一月同國解散以来順調に進捗し、その經營せし医療施設五百ヶ所中四百九十二ヶ所は既に移管を了し残りの未処理施設並に主なる左記未処理事項に付てこれが処理に努力中である。

記

一、移管未了施設

八ヶ所

二、未処理非医療施設並に動産
約五十件

三、未回収債権

診療報酬 約一千万円

医療施設譲渡代金 約五千万円

厚生省

四、未返済賃債務

外部負債 一億五千万円

内部負債 一億三千七百万円

五、訴訟事件

二十件

一、国立病院特別会計について

○ 国立病院は全国に本院九九箇所、分院十三箇所、職員一七、六七
○ 名を配置し、かつて一般国民の國営医療機關であつたが円滑なる
運営をその経理の適正を図るため昨年七月一日国立病院特別会計
法制定せられ同日実施せられ、著々其の実績を挙げ昭和二十四年
度中の歳入額約二六九、六二一万元（病院收入二〇五六一八〇〇〇円）
○〇〇円）歳出額約二四五、九七〇万元（一般会計より繰入六四〇三〇〇円）
昭和二十五年度の歳入歳出予算額は三四五九、〇七三、〇〇〇円
である。

二、職員組合について

管下国立病院、国立療養所に勤務する職員（組合員約三四〇〇名）をもつて全日本国立医療労働組合を組織している役員は本年五月役員改選の結果畠江委員長外十二名（内中央執行委員一名再選）選出され新役員の第一回団体交渉を本月二十三日実施された。

三、公開審理について

国立病院、国立療養所職員の中で昭和二十四年九月一日附及び同年九月二十六日附の二回に亘り国家公務員法第七十八条の規定に基き免職したものの一七三名は、その内人事院に対し公開審理を請求したもの九一名であつてこれが審理を本年三月より開始し既に最終陳述を行つたもの三八名現在審理中のもの一九名、審理開始せざるもの四四名である。

厚 生 省

一、国立病院の運営について

國立病院は現在本院九十九ヶ所分院十三ヶ所であるが七月一日より瀬川、熱海、米子の三分院の廃止、大村、長崎両病院の統合、龜川、別府、別府温泉の三病院の統合一体化により組織並びに運営の合理化を期さんとするものである。

國立結核療養所に関する事項

國立結核療養所は國立結核病床八萬床計画の線に添つて年々増床して来たが、昭和二十五年には更に八、五〇〇床の増床を実施するため、年度当初全国一五一ヶ所四五、五〇〇床であるが、年暮末には五四、〇〇〇床に達する見込みである。

一方本年度は児童省令による新設一六ヶ所、併設増床二ヶ所で二四〇〇床の増床が見込まれ、以下GHQにて検討中の構造である又近来特に外科手術化療法による治療技術の飛躍なる進歩に伴い、内容の整備改善が強く要望されているので、明年度予算に計上し極力病床の増加と整備の改善を計り、在宅一五〇戸と推定される結核患者早期治療と能率的なベットの回転を図ることになつてゐる。

なお、日下結核撲滅の根本対策を確立するためP.H.Qを中心化研究中である。

国立精神保健所に関する毎月

国立精神保健所一〇ヶ所は、昭和二十四年度において八、三六〇床のベットを保有していたが、全国に一三、〇〇〇名と推定される患者を収容するため、第一次計画として二、〇〇〇床の増床を計り、二十五年春には一〇、三六〇床となる見込みである。

なお、本年度において実施している第一斎検査により、更に多くの患者が発見されることと思われる所以、明年度も引き続き増床をする必要がある。

一方精神の数においては、精神その他の病院、療養所と比較して患者に対する比率が極めて低位にあるため、近年療の特効薬として使用されているプロミンの注射液にも人手が不足している現況に備み、明牛度は病床の増加と併行して職員の増員を計ることに以下の急務である。

裏面白紙

厚生省

なお、審査官における判決を件に伴う收容施設（精神病院）について問題が世論を浴びてゐるが、これについては法務省と連絡に、眞摯をとり対策を立てつゝある。

一、見返資金について

公共事業に対する見返資金の支出については、結核対策費として、即ち全国に二十数ヶ所を中途として国立結核療養所を新設し結核予防の万全を期するためとして、六億参千万円一本年度五億円、次年度毫億參千万円一を支出することに去る六月七日閣議決定を見たが、現在司令部「ESS」より何らの通知なく未決定である。

無しながら、「E.D.W.」の方は、これが使途については大いに賛成しているので、これが実現に努力中である。

なお、見返資金の支出については日旦も公水衛生福社局「サムス池沼、ジョン大佐」等大いに努力されていて、確約までされていいる現状である。

厚生大臣引継事項

藥

務

局

厚生大臣引継事項

- 一、ストレプトマイシンの国産化成について
- 二、医薬分業について
- 三、核治療剤の増産について
- 四、覚醒剤の生産について
- 五、薬用植物栽培の奨励について
- 六、薬事監視の強化について
- 七、麻薬取締の現況

重要事項説明書

薬務局（二五六、二九）

「ストレブトマイシンの国産助成について

1,000円
300円
300円

ストレブトマイシンは結核治療薬として国民医療上極めて重要な医薬品であつてこれが国産化については昭和二十四年九月二十二日の閣議決定に基き生産設備新設のため見込資金より昭和二十五年度において六千萬円を明治製薬、協和薬業、科学研究所の三社に融資することとし且下借入手続中である。しかし生産当初においては設備技術等がアメリカに比して劣つているためコストが高いので生産が本格化して国際価格に達する迄は積極的に助成しなければならない。

こゝに於て昭和二十五年度は国産全量と略全量の輸入品とを買上げて価格をブルとして国民に供給する経費として六億三千一百万円の予算を計上した訳である。又昭和二十六年度においても未だ米国の水準に達しないで同引続き昭和二十六年度予算要求に於て約十一億円のストレブトマイシン貿上費を編成して結核対策に万全を期すべく努力している。

二、医薬分業について

昨年アメリカより來朝せるアメリカ薬剤師協会使節団が連合軍司令部に提出した薬事に関する勧告に基き、總司令部サムズ准將の示唆により医師会、歯科医師会及び薬剤師協会よりの協調によつて結論を出すべく三者の懇談機関として三志会が発足し毎々会合が行われた。総論を得るに至らず、本年四月サムズ准將の指示に基いて診療報酬に関する協議会を設立することとなつたが医師会・歯科医師会・薬剤師協会の選出すべき委員について医師会が反対したため未だ発足を見ることに至つていない。

薬務局としては、厚生省の方針が医薬の分離を中心とする医療制度の合理化にあることを前提として、その実現のための法律改正その他の問題について種々研究を行つてゐる。

三結核治療剤の増産について

結核治療剤として世界的にその効果が注目されていろいろのにストレプトマイシンバス及びテイビオンがある。これ等の結核治療剤に対する国内生産の状況はストレプトマイシンについては試験的製造に成功し現今、大量生産に着手したところである。

又バス（バラアミノサリチル酸）については本年五月より着々量産されており、本年度に約一〇〇トン位が生産される見込である。

テイビオンは目下臨床試験中であり、まだ製造を許可されていないが近々製造が許可されるものと考へる。

これ等の結核治療剤は我が國結核対策上、特に重要医薬品であり、生産確保を計る必要がある。

四覚醒剤の生産について

覚醒剤は医療以外に濫用され、国民健康上憂慮すべき事態の発生を考えられたので昨年十月次官通牒をもつて本剤の製造を自肅中止するよう要望したが医薬品の公共性より正当の医療量の範囲内で製造を認むべきであるという薬事審議会の建議もあり、全国的に調査の結果、医療に必要な数量を決定し、今年三月より生産制限を指導している。

五薬用植物栽培の奨励について

生薬並びに医薬原料として国民医療対策上極めて重要な薬用植物は逐次増産し來り昭和二十五年度に於ては全國約五千町歩の栽培面積を計画し、内驅虫剤として重要なサントニン原料植物のミブヨモギは二千二百町歩余にして昭和二十四年にはサントニンの生産量は一倍に達した。

向後薬用植物を原料とする製品を國際的水準に到達しめるため優良品種の育成増殖を図り自給態勢の確立を期すると共に併せて農村副業の振興に寄するよう積極的施策が必要とされる。

六、薬事監視の強化について

社会情勢の推移からして偽造、不良、不正表示の医薬品、用具、化粧品等が相当増加している傾向にあり、又これら品質についても著しく低下しているので、二十一年四月に於て関係方面からの指示により医薬品、用具、化粧品の全国一斉検査を実施し、この結果如何によつては現在国家検定医薬品九品目を更に増加しその品質を確保すると共に偽造品、不良品の取締を厳にすることが緊要であるので、これが爲業事監視員の職員を計り監視業務を強化擴充し国民保健衛生に万全を期する。

（内閣より付託）

七、麻薬取締の現況

麻薬及び大麻の取締については、昭和二十一年以降全額国費の補助により都道府県の衛生部に職員を配置して更に昭和二十二年十月より取締に當る職員に対し司法警察の権限を与える取締の完璧を期して來たのであるが本年四月一日より、他外と同一事務としてこれに當ることになり従つて職員も全部國家公務員たる麻薬取締官を各

都道府県に駐在し、これが取締に當つてゐる。至麻薬及び大麻の搜査状況は昭和二十一年においては、一〇〇〇件程度のものであつたが漸次搜査件数も増加し昭和二十四年は三、〇〇〇件の没収事件を見るに至つた。本年においては主要都市に取締の重点を置き搜査件数も増加するものと思はれる。

來年度においては関係当局の意見もあるので全国八ヶ所のブロックに都督所を設置し取締の機構を充実して之が完璧を期する。

- 一、社會福祉事業基本法制定について
- 二、生活保護法の施行について
- 三、身体障害者福祉法の施行について
- 四、結核回復者の後保健更生について
- 五、浮浪者の更生援助対策について
- 六、公益質屋について
- 七、災害救助法の施行について
- 八、授産事業について
- 九、ララ救援物資について

一、社会福祉主事基本法制定について

社会福祉事業の適正な運営を期するために必要な基本的共通事項を確立し、社会福祉事業の全分野に亘る組織的な発展を促し、社会福祉の増進を図るため新立法を企図するものである。

二、生活保護法の施行について

生活保護法をさきに実施した全面的改正の趣旨にそつて実施するためには、最少限度次の問題を明年度予算において解決する必要がある。

1. 被保護人員の増加に対応する予算的措置
2. 生活扶助費、教育扶助費、住宅扶助費等の基準の引上
3. 都道府県及び市町村に対する行政事務費の補助実現
4. 監査の拡充

三、不服申立審査制度の確立

四、保護施設の設置及び整備促進

五、身体障害者福祉法の施行について

身体障害者福祉法は全国約六十万の身体障害者の更生援助を目的として去る第六臨時国會において衆、参両院各派共同提案の形をもつて議員から提出され同昭和二十四年十二月二十六日成立し本年四月一日より施行されたのであるが、その内容は身体障害者手帳の交付、義肢等補装具の交付、更生援助施設の設置等を行つものである。

現段階においては手帳、補装具等の交付及び更生援助施設の設置等着々その緒についている。

本法は昨年度予算接觸を終りたる後議員より提出された関係もあり予算的裏付が實施

で既定の予算を以てしては全く更生援助の信託が講ぜられない実情にあるので本年度は特に追加予算等の方法をもつてこれが充実を図る必要がある。

一、結核回復者の後保護更生について

結核患者に対して永年の闘病生活を終え一応恢復期に入った者の保護更生を図ることは結核対策として緊要であるが從来後保護の問題については遺憾乍ら放置されてゐる状態である。これら治癒者で恢復期に入つた患者を速かに收容し衛生的環境の中で医学的な管理を行ひながら各個人の病状、体力、能力に応じた軽い作業、農業、家庭調育、園芸等を指導し技術を習得せしめ併せて社會生活訓練を施し社會的に更生復帰せしめる要素がある。この保護更生は医務局、公衆衛生局と密接な連繋のもとに取扱えずこれらの人々を收容訓練する後保護施設を設置し、医療機関、職能判定機関、職業指導機関、文化的生活指導機関等を設けて綜合的な生活訓練を施し自立更生を図りもつて社會生活に復帰せしめるのである。

二、浮浪者の更生支援対策について

終戦後滿五年を迎えるとする今日未だ大都市の街頭、駅頭等に浮浪者がその跡を絶たず、更に最近は都市における經濟状態、農村に於ける不況等により漸次その数を増し、公衆衛生並びに犯罪予防等の観点より由々しき問題を起し社會不安の根源をなす虞れが多いことは遺憾である。而してこれら浮浪者は約九万人と推定され現在生活保護法等の保護施設に收容されているもの約五万にして未だ街頭、駅頭に浮浪しているもの四万を數える。こゝにおいて從来の一的な援護方法を再検討し、浮浪者の実態を調査し、類別的、科学的な方法により速かに必要な社會施設を設けこれらの人々に特殊な更生援護の方途を講ずると共に大都市に集る家出人等その浮浪者群に轉落のおそれある者に対し

適切な相談援護を行つて、その発生を防止する措置を講じ、緊急に抜本的組織的対策を確立して国民生活の安定に福祉を計るべく計画中である。

一、公的賃屋について

現在の金融情勢の影響により低利簡便な金融機關としての公益賃屋拡充の要望は益々昂まりつつあるので、之に応じて現在の「一五〇ヶ所から一〇六六ヶ所（大体戰前の水準）に増加し、之に必要な資金を融通すべく目下予算要求中である。

二、災害救助法の施行について

法制定以来経済情勢の変化に伴い災害救助法による救助の程度、方法及び期間を改訂したにも拘らず地方税の税率等の改正の關係上現在では相当大規模の災害でない限り困

難補助の対象とならないという極めて不合理な結果が生じてゐるのでこの度の地方税制改革を契機として最少限度の合理的改正を次期国会に提出すべく目下大蔵省と折衝中である。

三、授産事業について

授産事業は生活保護法及び社會事業法により設置され地方公共団体、民法による公益法人又は個人により經營され、要保護階層を収容してこれに仕事を与え工賃を得しめてその生計向上の一助たらしめることを目的とするものであつたが過去において必ずしも社會福祉事業として正しく運営されておると認めかねる授産事業も偶々見受けられたので昨年八月各都道府県知事宛に「授産事業の整理について」の通牒を発し、その整理を依頼したのであるが、その後本年二月總司令部よりの覚書に依り改めて四月十日各都道

府県知事宛に「授産事業の刷新について」の通知により、強力な整運を期限付で断行するよう依頼した。その覚書の要旨は生活保護費による保護授産事業に重点が置かれ、保護授産事業は稼働能力の限られた要保護者にその施設を利用させ公的に仕事を与え技能を授けてこれを保護するものと定められたのである。

一、ララ救援物資について

昭和二十一年八月總司令部よりの覚書によりアジア救済公認団体（ヒュロム）より贈与を受けた救援物資を政府の責任において社会事業施設及び困窮者に支給するよう指示されて以来諸団体から継続的に送られる物資（衣料品、食糧品、医薬品等）を總司令部の指示に基きララ中央委員會の決定により当省が関係各省政府の協力の下各都道府県を通じて支給してきたのであるが昨年十月總司令部の覚書及びララ宛書翰により本年四月一日以降は直接日本政府とララ代表との契約により実施している。

大臣無添引事場

見立

児童相談所一時休憩所の整備拡充について

現在各都道府県に児童相談所九二箇所、一時休憩所五八箇所が設置され、これに従事する職員は児童相談所五一六名、一時休憩所六五五名を配置している状況であるが、児童相談の中核的機関としての機能を充分に發揮するためには、専門的な藝術拡充を必要とする。遂令本部司令部並に在てもこの問題について深く關心を寄せられ、連絡連合から児童相談の問題についての懇意者であるミス・チャロールを派遣され、日下各地の児童相談所において現地に状況を摸擬し指導を行つてゐる。

母子福祉対策について

この問題について、東北各省は關係各省間の連絡会議の開催を担当することとされており、この面から各省の強力なる協力を得て万全の應策を講ずるよう努力中である。

児童福祉法の改正について

昭和二十三年一月一日より施行されている児童福祉法は、過去二回に亘つて概要及改正を行ひ児童福祉の元標を明して来たところであるが、多くの過去の実情から照らして改

子後藤の問題を改正を要する点があると思われる所以、日下検討中である。

ユニセフの配給に関する事項

昨年ユニセフより原糧が一、三八二回贈与され厚生省は原糧輸送の協力のもとに、これを男、女児及び乳児に豆粕化し三九六、五七九人の児童に配給を完了した。

今又二二八回の原糧の寄附を受けたのでこれを日下、男、女児及び乳児に牛糞中で約五二、八二六人の児童に配給する計画である。

ユニセフより昨年より一度に亘つて貢貢粉九一、五五四、九七六袋を寄附され日下供食を実施中である。

ユニセフより昨年寄附された全粉乳八六、六四九袋も給食実施中である。

保健所は子供及び児童衛生施設について

最近保健所、女子寮等各児童福祉施設の増加によつて施設の運営及び児童の完全なる保護を期すため保健の養成を急務としているが、然しその他の關係上現状は甚だしく不十分であるので今後の努力が肝要である。

事業費成績について

最近保健所、女子寮等各児童福祉施設の増加によつて施設の運営及び児童の完全なる保護を期すため保健の養成を急務としているが、然しその他の關係上現状は甚だしく不十分であるので今後の努力が肝要である。

中央児童福祉審議会の文化財の推薦勧告について

中央児童福祉審議会では各専門分野別に五つの部会（映画、出版物、幻燈、歌芝居、玩具）を結成して審議していくが、まだ実際に活動をいたし勧告したものはない。都道府県児童福祉審議会では微府県がすでに推薦または勧告を行つたものもあるが中央では今後の努力目標として日下準備中である。

乳幼児の保健指導に関する件

乳幼児の保健指導は乳児に対しては年一回の一齊健康検査を実施しているが、幼児に対しては実施していないので幼児に対する一齊健康検査を実施する必要がある。

肢体不自由児の健査に關する件

児童福祉中、肢体不自由児に対する健査は抜かぬで行われてゐるのでこれが福祉の向上を圖る事が必要である。

裏面白紙

31
結事項

厚生省保険局

引　緯　事　項　目　次

- 一、社会保障制度に関する件
- 二、政府管掌健康保険の財政状況に関する件
- 三、政府管掌健康保険の運営対策に関する件
- 四、健康保険組合の育成指導に関する件
- 五、国民健康保険国庫補助金に関する件
- 六、国民健康保険運営の実況に関する件
- 七、厚生年金保険の積立金の運用に関する件
- 八、船員保険法の一部改正に関する件
- 九、船員保険十周年記念事業実施に関する件
- 十、船員保険の保険財政に関する件
- 十一、現行診療報酬額点数の改正に関する件

一、社会保障制度に関する件

社会保障制度の樹立に関して社会保障制度審議会では、昨年十一月社会保障制度確立のための覚え書きを採択して以来、その具体的立案に着手し、勧告案を検討していくが、六月の定期総会において、社会保障制度研究試案要綱（脚紙）を審議研究した結果の一筋の試案として発表した。

厚生省としては、この研究試案要綱立案案の参考として、同審議会の求めによつて、それ以前に安田幹事私案を提出してあつたが、更に、審議会から発表された研究試案要綱とも、にらみ合せて、別に、自下、社会保障制度案要綱を具体的に立案準備中である。

二、政府管掌健康保険の財政状況に関する件

政府の管掌する健康保険においては、昭和二十三年九月以降において、被保険者の受診率の上昇等に伴つて、保険給付等支出の増大を來し、他面において保険料收入等の徵収が困難を極め、保険財政のアンバランスを來している実情である。
すなわち、昭和二十四年度においては、保険料及びその他の收入合計が約百二十五億六千四百万圓に対して、保険給付等支出額が約百二十四億九千三百万圓であつて、約七千万圓の剩余を來しているようであるが、導入においては、昭和二十四年度において支出すべき約十五億圓が本年度に繰越されているため、結局において約十四億圓余の赤字を來した状況である。

三

政府管掌健康保険の運営対策に関する件

昭和二十五年度における政府管掌健康保険事業の見透しとしては、昭和二十四年度の実績及び最近の趨勢に徴して、依然として財政危機を脱し得ない実情である。

すなわち、本年度においては、既に二十五億圓に上る国庫余裕金の繰替使用をはかつて、保険給付費の支拂いに充当している状況である。

このために当局においては、本年度における事業運営の主対策として、「保険給付等支出の適正化対策」を樹てて、地方庁に対して具体策を指示して、強力にこれが推進を展開中である。

なお、本年末から年度末にわたっては、昨年度の例により「保険料滞納整理運動」を推進する予定である。

四、健康保険組合の育成指導に関する件

健康保険組合は現在被保険者数が約二百八十万で組合数は七百四十五組合に對しているが、産業界の不振等直接の影響を受けて昭和二十四年度以降において任意又は強制の解散が行われた組合は、僅に六十組合に達している実情である。

本年度における組合事業の運営も、政府管掌健康保険と同様に、依然として財政困難を來すことと予想されるが、本年度の運営方針としては、組合の健全財政をはかるため適切な育成指導をはかる方針である。

五、国民健康保険國庫補助金に関する件

國民健康保険制度の振興育成のためその財政的援助を必要とする
ので、既定予算として左記のとおり國庫補助金を計上しているが
右の内直營診療施設の創設費に対する補助予算において約七億五
千万圓の不足を生じており、これは、國民保健上、無医村の解消
並びに医療施設の不足のために是非必要とする予算であるから、
右の不足額に対する予算的措置を考慮する必要がある。

記

國民健康保険者及指導費

一三・三九九・CCC

保険者補助金

一、二四六・五三三・CCC

(内直營診療施設設備費補助)

(二五〇、CCC、CCC)

團体連合会補助金

三、一六一・CCC

計

一、二六三・C九三・CCC

520

六、國民健康保険運営の現況に關する件

國民健康保険は、昭和二十四年度末において保険者数六、三〇〇、被保険者数約三二・CCC、CCC人となり、その普及の程度は前者において、全國市町村の約六〇%，後者において約四〇%に止まつており、これを内容的に事業運営の面において見ると保険料額一定額の低さと被救率の不正確等により給付内容の低下を來すもの、あるいは保険財政の不均衡を調整できず市町村財政としての致命的困難に直面しているもの等の例を數多く見る結果となり、しかもかかる夢想を招來した諸原因の多くは殆ど改善されないまま本年度に入つたのであるが國民の医療費負担は國民生活に対する一層の重壓となり、その公的解決が切要に要請されている刻下の寧情に鑑み、本年春に、被保険者としては、一般の普及すなわち保険者数の増加と給付内容の充実に重点を置くとともに精査固としては、現に事業を実施中の

保険者の休廩止を防止するため強力な指導を講ずる等事効を擧げろべく遺憾のたいことを期してゐる。

★厚生年金保険の積立金の運用に関する件

昭和二十五年六月二十八日現在における積立金総額は二百三十八億八千六十六万余円である。この積立金は厚生保険特別会計法の規定により国債を以て保有するか、大蔵省預金部に預け入れて運用であることになつてゐるが、昭和二十一年一月二十九日付の總司令部の覚書により預金部資金の運用が国債、地方債の返済引受け、地方公共團體に対する貸付に限定せられたのでこの積立金の運用も、専ら預金部の定期預金に限られてゐる状況である。

然し國会、社会保険審議会等に事業主、被保険者からこの積立金の一部を被保険者の雇用施設資金として還元融資すべしといふ強い要望があるので、その実現を図るために大蔵省並びに関係當局と折衝中である。

八、船員保険法の一部改正に関する件

船員保険法は船員法に基く災害補償をも給付としているので、從來からの船員保険法と船員法にそれぞれ規定されてある過旅の範囲並びに順位を調整し受給者の統一を図る必要。保険料率の改訂等の必要によつて法律改正をしなければならない。

厚生省

労働員保険十周年記念事業實施に関する件

労働員保険法が昭和十五年六月一日實施されてから、本年は十周年に相當するので、これを記念するため、七月十九日日比谷公会堂で記念式典を實施の計画中である。

厚生省

大蔵員保険の保険財政に関する件

組員保険における疾病保険部門は、經濟情勢の逼迫に伴つて、受診利用者の増加となつて、その財政は極度に收支の不均衡を生ずるに至つてゐるので、財政対策を確立し危機突破を圖らなければならぬ。

十一、現行診療報酬点数の改正に関する件

国民経済の逼迫によつて最近保険診療は著しく増加して來た結果
保険診療の報酬（一点算価と点数）の額如何は医師は勿論、保険者
事業主・被保険者等関係者の同心的になつてゐる現行点数につい
ては、經濟事情の變化により改訂を要すると思ひられる点もあるの
で目下社会保険医療協議会で研討中である。

裏面白紙

一、引揚の現状

終戦以來、今日までの海外引揚者數は六、二四九、二八六名で、現在なお、海外に殘留している者はソ連管理地域及び滿州地區を含めて三六九、三八二名となつてゐる。

これが受入港としては本年一月函館、五月佐世保の各引揚援護局がそれぞれ閉鎖されたので、現在では舞鶴一局のみとなつてゐるが、同局は一ヶ月平均四五、〇〇〇名を受入れる收容施設を有し且つこれに必要な物資等を備え万全の受入態勢を維持してゐる。

なお從來、佐世保で實施していた強制送還業務は、未だに引継機構が確定しないために、なお當庁において、引継續を實施してゐる現況である。

種國人の正規送還業務は從來佐世保において月平均五〇〇乃至六

〇〇名の實績を以て實施していたが、同局閉鎖後は舞鶴において月

一〇、〇〇〇名の送出能力をもつて實施してゐる。

二、未復員者給與法及び特別未帰還者給與法の實施

未復員者に對しては、未復員者給與法によつて俸給、扶養手當、帰郷旅費等の賄給與を支給し、又ソ連地區、滿州又は中國本土の地域内において、ソ連地區の未復員者と同様の實情にある一般邦人に對しては特別未帰還者給與法により、給與の衡平を圖つてゐる。

三、更生資金貸付に関する事項

引揚者等生活困窮者にして自立更生せんとする者に對する更生資金の貸付事業を昭和二十一年度より實施しており、その貸付條件は貸付金額一世帯當り一万五千圓（七月一日より特別の事情ある場合三万圓まで）として年利九分、五ヶ年の年賦又は半年賦償還で、貸付の業務は國民金融公庫をして當らしめている。

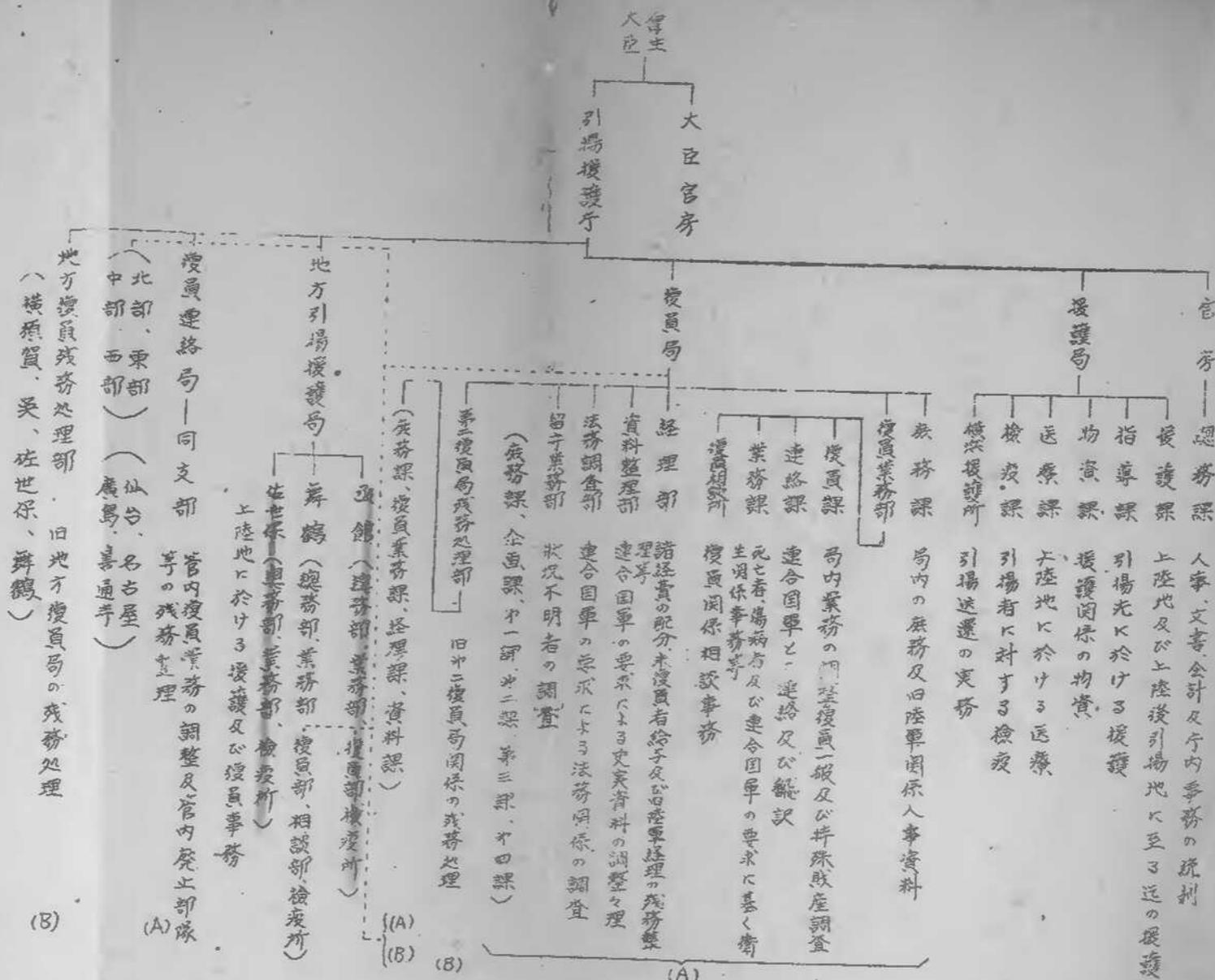
貸付資金は昭和二十四年度末までに既に三十億余万を支出して五十四万数千人に貸付け、なお、本年度においては、八億圓へ財政支出五億償還金運用三億の予定をもつて四万数千人に貸付を実施すべく、目下銳意本事業を実施中である。

四、引揚住宅について

新規引揚住宅無縁故者及び既住引揚者にして一時收容所等住宅外の施設に居住し、又はその他の事情により眞に住宅に困窮している者を対象として昭和二十一年度以降、數次に亘り約二十億圓の補助金を支出して新築又は、既存建物の轉用、補修をなし、三十數万人を收容したのであるが、引揚者の住宅困窮の實情にかんがみ更に本年度においては當初予算五億圓をもつて七千五百余戸を建設して三万數千人を收容すべく目下銳意、都道府縣を通じ工事を実施中である。

なお、引揚者にして住宅事情が緊急差し置き難い實情にあり年度内にどうしても處置しなければならない者が相當數あり、當初予算にては甚だしく不足し、又既設の引揚者集團住宅は應急的に設置したものであるため、現在は衛生上、保安上極めて有害危險な状況であるから、これに對應するため、本年度補正予算に住宅新築費十一億圓へこの戸數一万六千戸、既收容施設の補修費二億八千万圓、來年度予算に三十六億圓へ四万六千六百戸分を目下要求中である。五、その他引揚者身廻品調整費三千七百万圓、捜護思想昂揚費三百四十萬圓及び無縁故者受入に伴う諸経費六百余万圓の予算をもつて引揚の状況に應じ所要の措置をとることに參つてゐる。

引揚援護廳の機構



裏面白紙

591

